

ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査/一般無料検査に係る検査事業

実施事業者募集要項

1 目的

この要項は、「ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等定着促進事業」及び「感染拡大傾向時の一般検査事業」の実施にあたり、抗原定性検査及び PCR 検査等を実施する検査所の登録を行うためのものである。

2 実施する検査事業

次に掲げる無症状の者を対象として、感染拡大期に適用する「ワクチン・検査パッケージ制度」、地方公共団体や民間で自主的に行うワクチン接種歴又は検査陰性の確認のための受検及び感染拡大期において感染不安を感じる住民で、特措法第 24 条第 9 項に基づく沖縄県知事の要請を受けて受検するための無料検査を実施する。

【ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査】

※令和 4 年 1 月 19 日付基本的対処方針において、ワクチン検査パッケージの適用は原則として当面停止。

※原則として抗原定性検査によるものとする。(特定の条件下では PCR 検査による対応も可能。参考 2 「令和 4 年 3 月 22 日付事務連絡」を参照。)

① 対象者

原則として、下記の要件を満たす無症状者を対象とする。

- ワクチン3回目接種未了者

(特定の条件下ではワクチン3回目接種者でも対象者となる。参考2「令和4年3月22日付事務連絡」を参照。)

- 対象者全員検査対象者等

② 実施期間

- 令和4年8月31日まで

※ (参考) 感染状況別実施事業

感染状況	ワクチン検査パッケージ・対象者全員検査等 定着促進事業	感染拡大傾向時の 一般検査事業
感染拡大の傾向が見られない	民間の自主的取り組みのみ有効	×
感染拡大の傾向が見られる	民間の自主的取り組みのみ有効	×
感染拡大期で、沖縄県知事が特措法に基づく要請を行なった時	※ワクチン検査パッケージは、 <u>今回の措置においては適用しない。</u>	○

【一般無料検査】

① 対象者

- 令和3年12月24日に発出された、特措法第24条第9項に基づく沖縄県知

事からの要請に応じた無症状で感染拡大に不安を感じる沖縄県民。

② 実施期間

- 令和3年12月25日から令和4年7月中

※検査所が一般無料検査を行うことができるのは、沖縄県に登録された日からとする。

※終期は沖縄県知事が沖縄県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において決定するものとする。

3 検査の流れ

① 対象者から検査申込

- 申込書の記入、身分証明書等の提示
- 原則予約なしでも申込可能とする

② 検査

以下の方法により検査を実施する

ア PCR検査等（LAMP法等の核酸増幅法、抗原定量検査を含む。以下同じ）

- 検体（唾液のみとする）を本人が採取する際に立ち会い、検査機関等で検査を実施。（医療機関、衛生検査所、薬局又はワクチン検査パッケージ制度等の登録を受けた事業者）

- 実施事業者が自ら検体（鼻咽頭拭い液及び唾液に限る）を採取し、検査を実施。（医療機関に限る）

※検体採取の際は立ち会いが必要。

イ 抗原定性検査

- 検体（鼻腔拭い液に限る）を本人が採取し、検査を行う際に立ち会い、検体の検査結果の読み取り等を実施。

※唾液による検査は不可。

※検査の受付又はキット等の送付に当たり、キット等の転売・授与が不可である旨を検査申込者に説明すること。

③ 検査結果の通知

実施事業者が結果通知（別紙2）を作成し、受検者に発行。

④ 検査結果の活用

※有効期限

PCR 検査等 ： 検体採取日 + 3 日

抗原定性検査 ： 検体採取日 + 1 日

4 検査における留意事項

- 検査申込者に対して検体採取のためのキット等を直接受け渡す場合には、オン

ラインにより検体採取の立ち会いを行うことができる。また、離島、へき地その他地域の実情を踏まえ、都道府県知事が承認した場合には、郵送又はオンラインにより新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金における検査促進枠交付金に係る実施要領（以下、「要領」とする。）第4条に定める検査の受付、検体採取のためのキット等の送付及び要領第1条第1項第一号又は第三号に定める検体採取の立ち会いを行うことができる。ただし、以下の事項を遵守すること。

- ・オンラインにより生じうる不自由等について検査申込者に説明の上、オンライン又は郵送によることについて検査申込者の同意を得ること。
- ・検査の受付に当たりオンラインによる立ち会いを行う予定の日時を検査申込者と取り決めること。
- ・検査の受付又はキット等の送付に当たり、キット等の転売・授与が不可である旨を検査申込者に説明すること。
- ・検査受検者の状態やキット等の使用等について十分な確認ができていないと判断するなど、オンラインによる立ち会いが不適切であると判断した場合は、オンラインによる立ち会いを中止し、直接の立ち会いに切り替える用意をしておくこと。
- ・検査受検者のプライバシーが確保されるよう、外部から隔離される空間にお

いてオンラインの立会いを行い、検査受検査者に対しては清潔が保持等された場所で検体採取を行うことを求めること。

- ドライブスルー方式により検体採取の立会いを行うことができる。ただし、次に掲げる事項を遵守すること。
 - ・事業者の敷地内駐車場等において、立会いに十分なスペースを確保すること。
 - ・駐車場等において必要に応じて誘導員を配置し、検体採取の実施場所まで安全に誘導した上で、車のエンジンを停止させ、窓を開けるよう案内すること。
 - ・検査受検者のプライバシーに十分留意すること。

5 支援対象事業及び支援上限額

	内容	補助上限額
(1)	PCR 検査等 検査及び結果通知発行にかかる費用	検査 1 回あたり①と②の合計 ① 検査費用原価(キットの代金、検査費用等) 上限：7,000 円/回(税込) ② 経費(郵送等に要した費用で、実際にかかった場合のみ計上可とする)

		上限：2,000 円／回（税込）
	抗原定性検査 検査及び結果通知発行にかかる費用	検査 1 回あたり①と②の合計 ① 検査費用原価（キットの代金、検査費用） 上限：1,500 円（税込） ② 各種経費 一律：2,000 円（税込）

※検査体制の整備の際の注意点

- ・受検者の自己採取等に支障のないよう他の場所と明確に区別すること。
(パーティション等による仕切りでも差し支えない)
- ・当該実施場所において同時に検体採取を実施する受検者の有無・人数も踏まえ、一定の広さを確保すること及び受検者のプライバシーに配慮していること。
- ・十分な照明が確保されているとともに、換気が適切に行われていること。

6 応募要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。また、同条第 2 項各号に該当すると認められる者

で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を
経過していない者でないこと。

(2) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第
225号）に基づき、更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされて
いる者でないこと。

(3) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと、及
び次 の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。以下の
要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。

①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77
号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

②暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

③暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

④自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的、又は第三者に損害を与え
る目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接
的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これらを利用している者

- (4) 医療機関、衛生検査所等、薬局又はワクチン・検査パッケージ制度等登録事業者（パッケージ制度を適用する旨を県に登録した飲食店、イベント主催者等）のいずれかであること。
- (5) 沖縄県内に本社または事業所を有すること。
- (6) 第2号事業者においては、県内に PCR 検査又は抗原定量検査を実施するための施設を有する検査機関であること。
- (7) 抗原定性検査を実施する事業者は、検査の結果陽性者が出た場合、あらかじめ提携している県内医療機関または PCR 検査事業者へ直ちに繋げられるような体制を構築していること。（抗原定性検査を行う場合に限る。）
- (8) 県内医療機関等と提携し、当該医療機関が検査結果を基に診断し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 12 条第 1 項に基づき、県知事等へ発生届の提出ができる体制を構築していること。（PCR 検査及び抗原定量検査を行う場合に限る。）
- (9) 本事業は国庫補助事業であるため、会計検査をはじめとする国や沖縄県による照会が必要に応じて生じる。下記に十分に対応ができる体制で臨むこと。
- ・ 日別の検査件数と内容の把握と管理
 - ・ 毎週の検査種別毎の検査件数と陽性者数の報告
 - ・ 陽性者への迅速な連絡

- ・PCR 検査の陽性者に係る発生届の迅速な提出

7 応募方法

- (1) 応募期限 令和4年7月15日(金)正午締切

※応募については、上記応募期限までの間、受け付けることとし、沖縄県に登録が完了した後にワクチン検査パッケージ・対象者全員検査／一般無料検査の検査実施機関としての活動を認めることとする。

(2) 提出書類

- ① 実施計画書(別紙1)
- ② 検査を実施する場所の図面(任意様式)
- ③ 医療機関、衛生検査所等、薬局又はワクチン・検査パッケージ制度等登録事業者であることが確認できる資料(例:衛生検査所の登録証等の写し等)
- ④ 提携医療機関またはPCR検査事業者との提携書の写し

(3) 提出先

郵送又はメールにより提出すること。

郵送先: 900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2

沖縄県保健医療部ワクチン・検査推進課

メール: aa090905@pref.okinawa.lg.jp

(4) 留意事項

- 応募事業者多数の場合は、検査実施の件数や地域性を考慮し、県で調整することがある。

その場合、既に、事業者が複数存在する区域よりも検査事業者がまだ存在しない区域への検査拠点設置を申請する応募者を優先する。

- 応募事業者が少数の場合やイベント等の会場で臨時に実施する場合については、適宜申し込みを受け付ける。その際は、事前に相談すること。
- PCR 検査等の実施にあたっては、「PCR 検査等のための検体採取の立会い等に係る留意事項」に従って実施すること。
- 抗原定性検査を行う場合は、「ワクチン・検査パッケージ制度における抗原定性検査の実施要綱」に従って実施すること。また、使用する検査キットについては、必ず薬事承認されたもの（同要綱別紙 1 参照）を用いること。
- 質問については下記にメールか FAX で行うこと。架電による質問には応じられない。

沖縄県保健医療部ワクチン・検査推進課

メール: aa090905@pref.okinawa.lg.jp

FAX : 0 9 8 - 8 6 9 - 7 1 0 0 (検査・支援班あて)